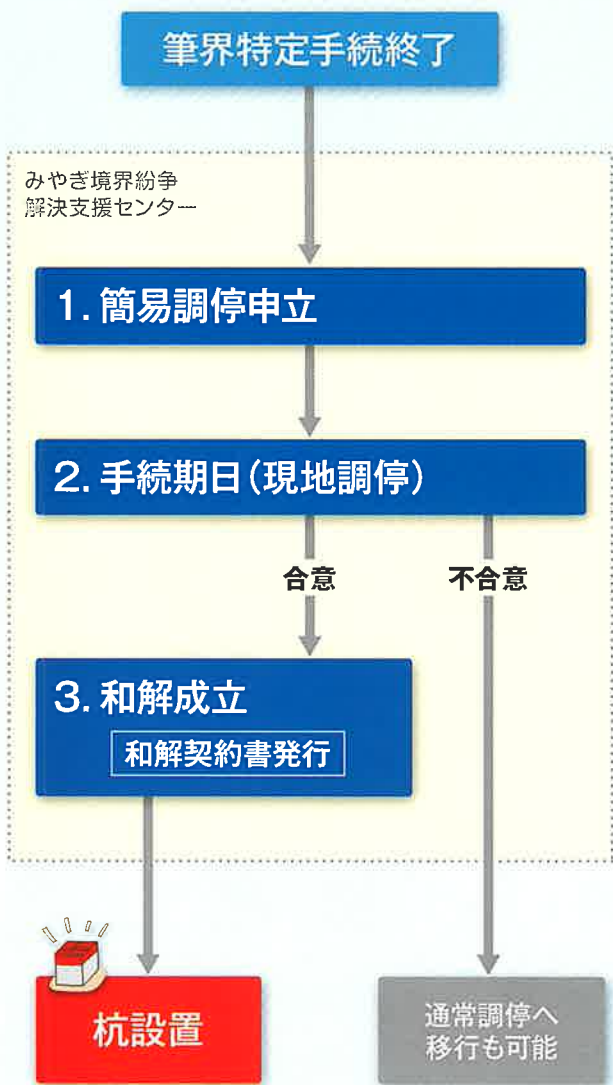


簡易調停の流れ

期間については1カ月程度を想定しております。



但し、調停員は設置等の作業は行いませんので土地家屋調査士に作業を依頼することになります。その際の境界杭設置等の作業については別途費用がかかります。

簡易調停の不調により通常の調停に移行した場合にも別途費用がかかります。(本リーフレット中面の費用概要をご覧ください)



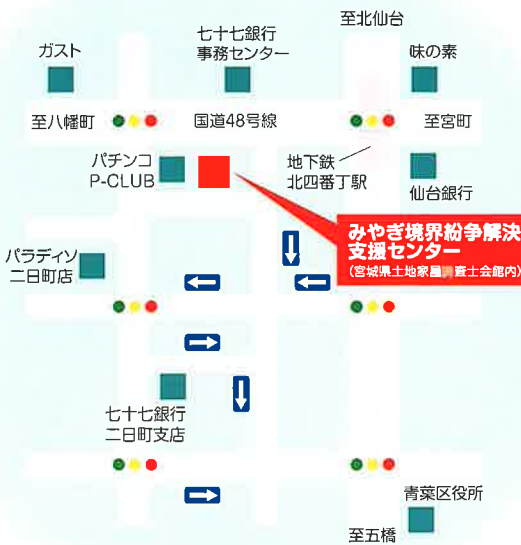
境界紛争でお困りの方は、
まずお電話下さい

要予約

TEL.022(225)3804

受付時間/月~金 午前10:00~午後4:00(土・日・祝日は除く)

ご注意:ご予約がないと受付できかねますので、ご了承下さい。



宮城県土地家屋調査士会

みやぎ境界紛争解決支援センター

ADR法第5条に規定する法務大臣認証番号第64号

〒980-0802 仙台市青葉区二日町18-3(宮城県土地家屋調査士会館内)

TEL.022(225)3804 FAX.022(225)3805

<https://miyagi-chousashi.jp/>

“境界のトラブル”が

まずは

発生したら

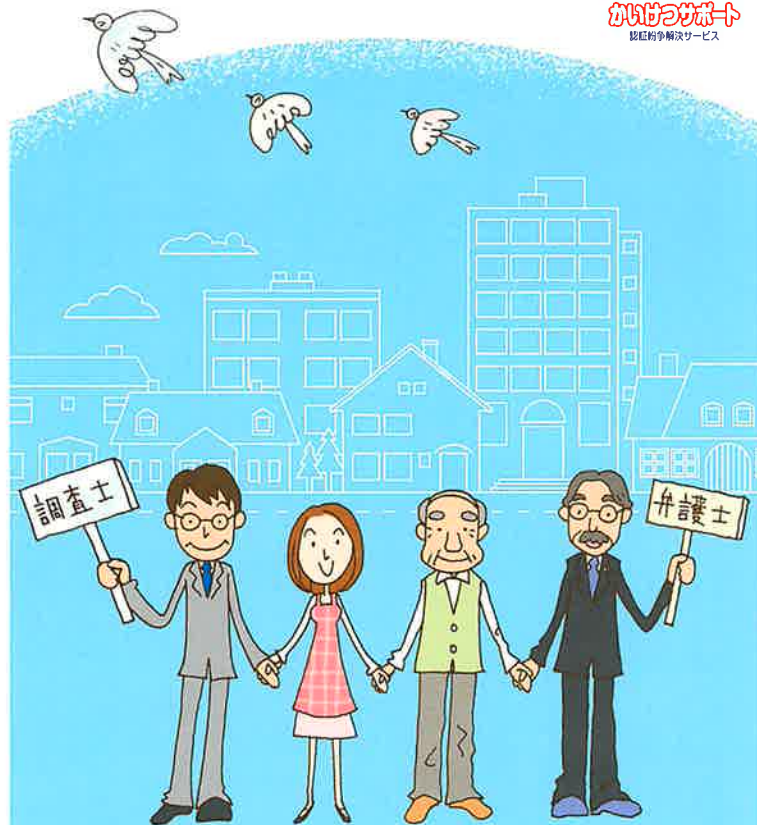


みやぎ境界紛争解決 支援センター

にご相談ください。



かいじつがーど
ADR紛争解決サービス



みやぎ境界紛争解決支援センター

<https://miyagi-chousashi.jp/>

手続きの流れ

土地家屋調査士と弁護士が協力して
専門家の立場から皆様の「相談」に
応じ、「調停」をすすめて円満解決を
図ります。

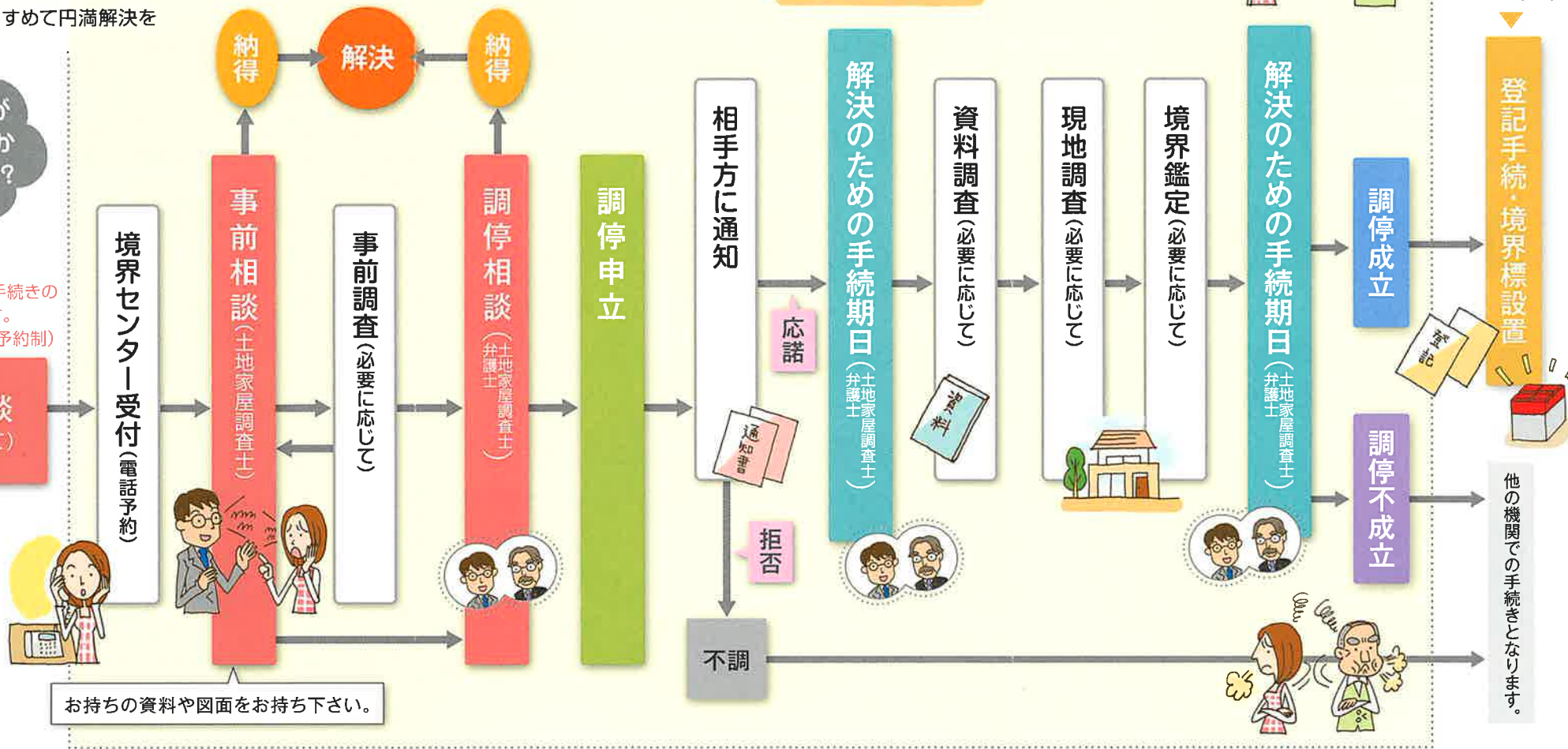


和解契約書に
沿って
調査士が
手続きを行う
ことになります。

どの手続きが
利用できるか
わからない?

無料相談で有効な手続きの
振り分けができます。
(毎月第三木曜日/予約制)

無料相談
(必要に応じて)



お持ちの資料や図面をお持ち下さい。

法務局にて
筆界特定制度
のご相談

筆界特定後に設置でき
なかった境界杭を
簡易調停で埋設!

杭を設置することについて合意で
きる見込みがある場合には、簡易
調停を利用することができます。

費用概要

事前相談費用	5,000円 (1時間毎)	期日費用	20,000円 (期日毎 申立人・相手方原則折半)
調停相談費用	15,000円 (1時間毎)	調査費用	必要に応じて 原則一律 30,000円 (登記印紙・公租公課別納)
調停申立費用	20,000円	成立費用	160,000円 (税抜) (期日3回まで) (申立人・相手方原則折半)
		鑑定費用	必要に応じて随時見積

申立に必要な書類

- 境界線紛争調停申立書
- 筆界特定書及び特定図面

申立に必要な金額

金20,000円 (別途出張費がかかります)